7月26日(木) 団体交渉報告

2018年7月30日

7月26日、「５年雇い止め撤廃」を求めて、第３回の団体交渉が行われました。大学側の出席者は関靖直理事・事務局長ほか３名で、ほかに５名の職員が陪席しました。組合側は松本伊智朗委員長ほか14名で、執行委員以外に８名の組合員（うち非常勤職員３名）の参加がありました。

【大学としての変更点はない】

冒頭より、改正労働契約法の趣旨に反している北大の「５年雇止め」ルールについて変更するつもりがあるかどうかを問いましたが、事務局長は変更するつもりはないことを断言しました。また、厚労省と文科省から「無期転換ルールの円滑な導入」が国立大学法人に通知されていることに対しても、大学運営と経営責任に鑑みて法に則った対応をしているという返答がありました。しかし実質「導入」していないのではないかという組合の指摘については、すでに無期転換申請した労働者がでてきている状況があるとする一方で、経費負担、新陳代謝、若者の雇用機会の確保、人材の多様性という観点から５年という上限を定めることに根拠があるという答えでした。そして、５年である理由については、2012年に３年であった雇用上限をプロジェクト期間が長くなる傾向を考慮して５年に変えたという点を強調しました。先だって、組合の質問に対する大学の回答書では、５年上限とするのは余剰人員の発生を危惧するからではないと言っています。しかし、今回の団交でも、人件費の固定化、新陳代謝、人材の多様性といった「５年雇止めルール」の“理屈”が繰り返されるばかりでした。

【雇止めされる個人への無関心】

団交に参加した有期雇用の組合員からは、「５年雇止めルール」によってプロジェクトを途中で抜けなければならなかったことの苦しさと不合理が報告されました。しかし、北大には改正労働契約法以前からの雇用ルールがすでにあるという点のみをもって、大学は円滑に動いているという認識を述べるのみでした。「切られる身になって考えたことがあるか」という基本的な質問については、関理事・事務局長は、「個人の考えを述べる場ではない」として切り捨てました。最後に、「北大は今後も組合から団交を受けてもかまわないが、考えは変わらない」という趣旨の発言がありました。

【団交は歩み寄りの場である】

無期雇用で安心して働ける職場に！

組合が提示した資料にあるように、法人化以降の北大では非正規職員数が正規職員数を上回っており、有期雇用職員なくして職場が成り立たなくなっています。つまり、非正規雇用職員の経費はすでに固定化されているため、北大が固持する「５年雇止めルール」の理由とはなりません。

改めて確認するまでもなく、団体交渉は歩み寄りの場です。団交における大学の答弁には、改正労働契約法のみならず、労働者への軽視が一貫して表れています。実情に合わないルールを変えていくことも、大学の経営責任です。組合はさらに「５年雇止めルール」の撤廃を求めていきます。

北海道大学教職員組合

電話：011-746-0967　内線電話：2083, 3994　メール：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp

ホームページ：http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/